

道路・空家の除草、県道沿い樹木・竹林管理について

受付日：令和6年8月9日 回答日：令和6年8月22日

【ご意見の内容】

○除草工事について

現況では道路の除草のみですが、歩道の上や車道の上まで飛び出している雑木や竹の伐採処分をする工事をしてほしいです。強風雨・台風・大雪等危険ですし視界も悪いです。

事故が起きる前に対処して頂きたい。

○空き家周辺の件

空き家に於いては雑草が茂り雑木が大きくなり通行の妨げになっているし、台風時の壊れたシャッター、戸等の飛散が心配です。町内チェックをお願いします。

○国道・県道沿いの桜の管理の件

本来地区管理かとも思いますが、せっかく花の島と掲げているならば害虫対策をお願いしたいです。枝が枯れる所があるのは残念です。又、せっかくの満開時に雑草や竹に覆われているのは残念です。是非、ご検討をお願いします。

○町内全域の竹林侵略阻止

近年あちらこちらに竹林がはびこり、かなりの侵略が見られます。何らかの対策が必要かと感じます。竹の利用も含めご検討を。

【回答】

はじめに、町道等の除草について回答いたします。本町では、町が管理する幹線道路や観光道路の管理については、除草作業員の雇用等により道路の通行に支障が生じないよう、順次除草や立木竹の伐採作業に取り組んでいます。

また、道路の通行に直接の支障はないものの、歩道や車道上へはみ出している立竹木については、民法233条の規定に基づき、土地所有者に対し、適切な管理がなされるよう情報提供や指導等を行っております。

次に、空き家周辺の管理につきましては、本町内でも十分な管理がされない空家は増えており、近隣の住民の方への迷惑を与える状況があると認識しています。

本町ではそのような空家の情報を、住民の皆様からいただき次第、調査・確認を行い、順次、関係法令や第2次隠岐の島町空家等対策計画に基づいた対応を行っています。今回いただきました空家情報につきましても早急に調査等を行ってまいりますのでご了承願います。

次に、国道及び県道沿いの桜の管理につきましては、桜植樹は、県工事によるものほか、地区の皆さまの活動により行われ、管理されているものと認識をしているところです。なお、

国道・県道沿いの道路敷地の管理につきましては、島根県隠岐支庁県土整備局が所管しておりますので、適切な管理が行われるよう、情報共有させていただきます。

次に、町内全域における竹林の繁茂につきましては、過疎化や高齢化の影響により、放置されたままの竹林が増加しており、近隣の土地への侵入や通行の支障になるなど、町でも対応に苦慮しているところです。

町道や林道等の周辺については、道路の通行に支障を及ぼす状況と判断される際に、民法や道路法等の関係法令に基づいた対応を順次行っています。

また、山林内においても島根県の集落周辺里山整備事業等を活用して荒廃した里山を再生する取り組みへの支援を順次行っているところです。

竹材の活用に関しては、関係部署や民間事業者様とも情報共有を行うなど、活用に向けた取組を進めてまいります。